

令和7年習志野市教育委員会第5回定例会

日時: 令和7年5月28日(水)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 大久保東小学校全面改築(建替え)について	(教育総務課) 1
(2) 中央消防署秋津出張所移転建替え用地確保に関する協議取り下げについて	(教育総務課) 2
(3) 令和7年度育英資金受給者の決定について	(学務課) 3
(4) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について	(社会教育課) 4
(5) 4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について	(中央公民館) 5
※(6) 臨時代理の報告について (令和7年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)	(指導課) 8
3 議決事項	
※議案第23号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について	(教育総務課) 9
※議案第24号 令和7年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について	(指導課) 10
議案第25号 令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について	(学務課) 6
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和7年6月25日(水)午後3時00分	7
5 その他	

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第5回定例会 議題概要

【報告事項(6)並びに議案第23号及び議案第24号については非公開の見込み】

報告事項(1)

大久保東小学校全面改築(建替え)について

- ・大久保東小学校全面改築(建替え)について、報告するものです。

報告事項(2)

中央消防署秋津出張所移転建替え用地確保に関する協議取り下げについて

- ・中央消防署秋津出張所移転建替え用地確保に関する協議取り下げについて、報告するものです。

報告事項(3)

令和7年度育英資金受給者の決定について

- ・習志野市育英資金受給者選考基準に基づく、令和7年度育英資金受給者決定について、報告するものです。

報告事項(4)

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

- ・放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について、報告するものです。

報告事項(5)

4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について

- ・4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について、報告するものです。

報告事項(6)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(令和7年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)

- ・令和7年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、報告するものです。

議案第23号【非公開予定】

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

- ・習志野市通学区域審議会条例第2条の規定により、委嘱するものです。

議案第24号【非公開予定】

令和7年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

- ・令和8年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものです。

議案第25号

令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

- ・習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について、制定するものです。

報 告 事 項(1)

大久保東小学校全面改築(建替え)について

大久保東小学校全面改築(建替え)について、別紙のとおり報告する。

令和7年5月28日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

報告事項（１）

大久保東小学校全面改築 （建替え）について



令和7年5月28日(水) 習志野市教育委員会会議資料
学校教育部教育総務課

1

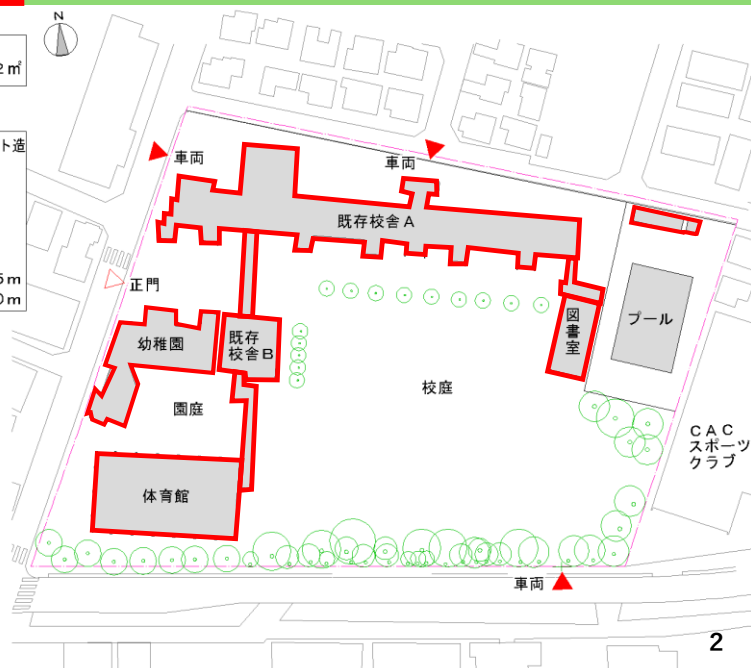
配置図（現況）

【敷地概要】

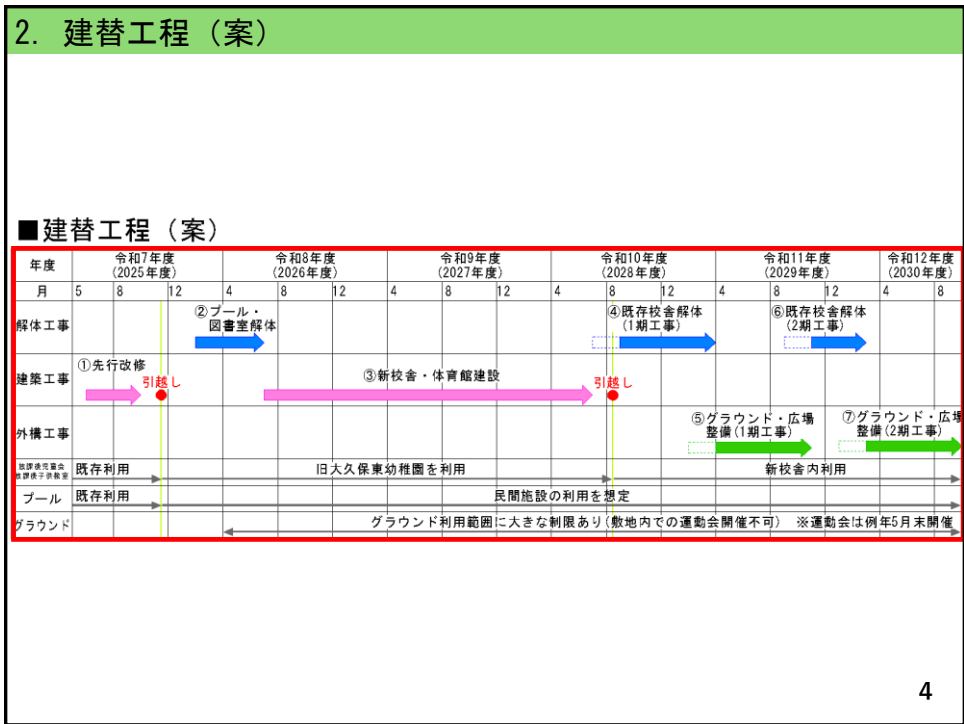
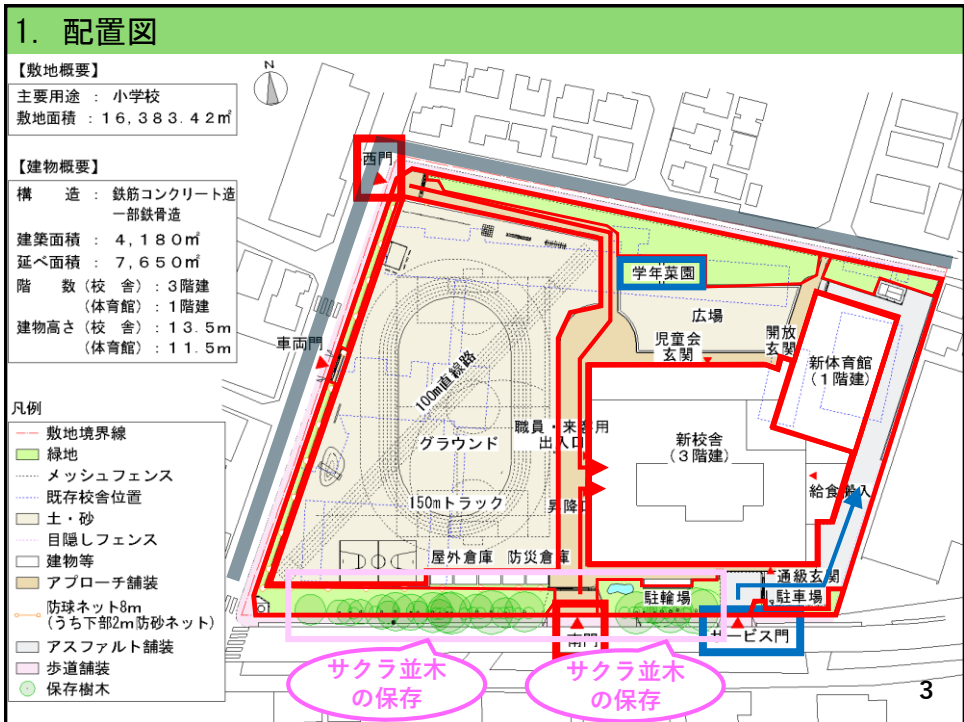
主要用途：小学校
敷地面積：16,383.42㎡

【建物概要】

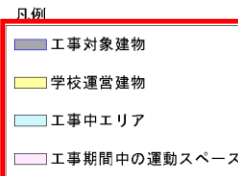
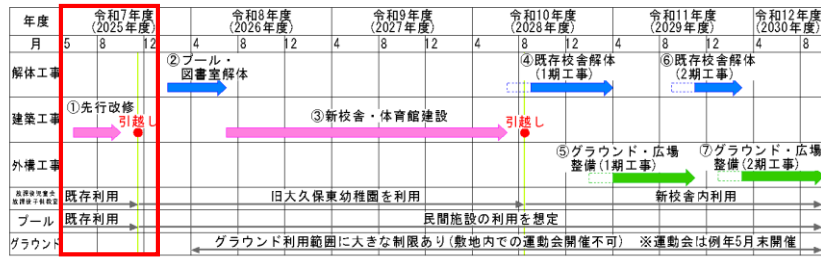
構造：鉄筋コンクリート造
鉄骨造
建築面積：3,315㎡
延べ面積：5,920㎡
階数（校舎）：3階建
（体育館）：1階建
建物高さ（校舎）：11.5m
（体育館）：12.0m



2

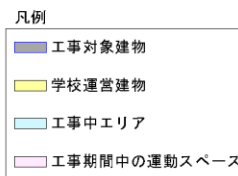
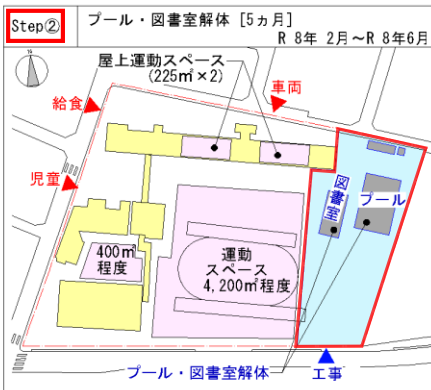
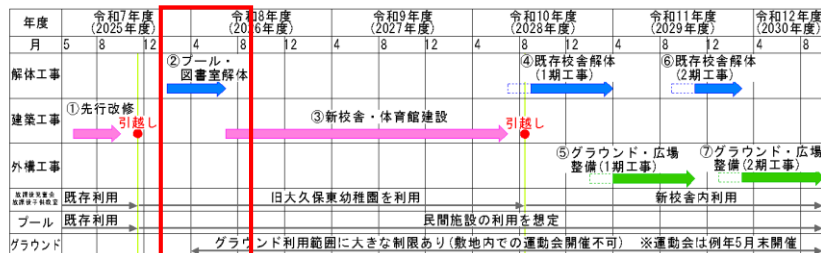


2. 建替計画（案）



5

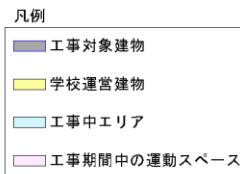
2. 建替計画（案）



6

2. 建替計画（案）

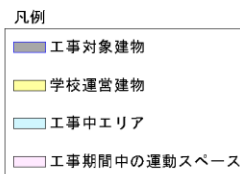
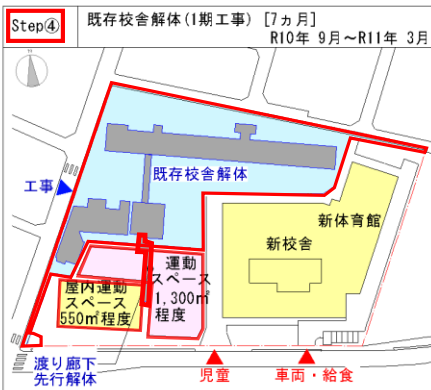
年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
月	5 8 12	4 8 12	4 8 12	4 8 12	4 8 12	4 8
解体工事		②プール・図書室解体		④既存校舎解体(1期工事)	⑥既存校舎解体(2期工事)	
建築工事	①先行改修 引越し	③新校舎・体育館建設		引越し		
外構工事				⑤グラウンド・広場整備(1期工事)	⑦グラウンド・広場整備(2期工事)	
既設体育館等 改修工事・新築	既存利用	旧大久保東幼稚園を利用			新校舎内利用	
プール	既存利用		民間施設の利用を想定			
グラウンド		グラウンド利用範囲に大きな制限あり(敷地内での運動会開催不可)			※運動会は例年5月末開催	



7

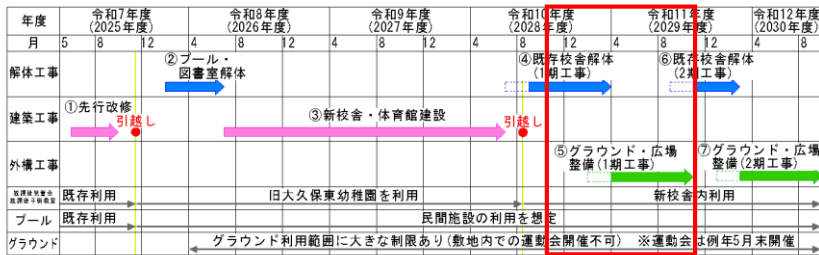
2. 建替計画（案）

年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
月	5 8 12	4 8 12	4 8 12	4 8 12	4 8 12	4 8
解体工事		②プール・図書室解体		④既存校舎解体(1期工事)	⑥既存校舎解体(2期工事)	
建築工事	①先行改修 引越し	③新校舎・体育館建設		引越し		
外構工事				⑤グラウンド・広場整備(1期工事)	⑦グラウンド・広場整備(2期工事)	
既設体育館等 改修工事・新築	既存利用	旧大久保東幼稚園を利用			新校舎内利用	
プール	既存利用		民間施設の利用を想定			
グラウンド		グラウンド利用範囲に大きな制限あり(敷地内での運動会開催不可)			※運動会は例年5月末開催	



8

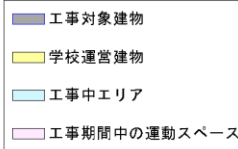
2. 建替計画（案）



Step⑤ グラウンド・広場整備(1期工事) [7ヵ月]
R11年 4月～R11年 10月

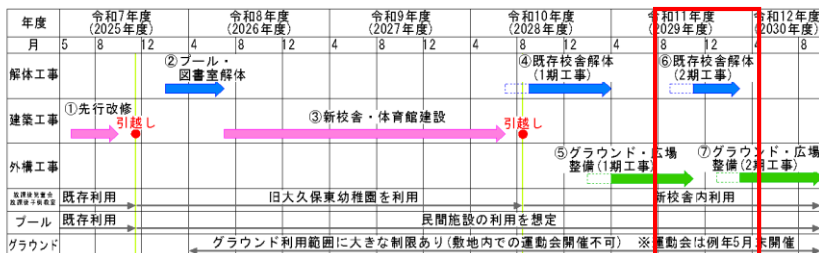


凡例



9

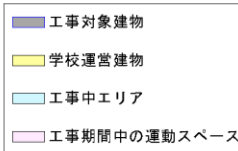
2. 建替計画（案）



Step⑥ 既存体育館解体(2期工事) [4ヵ月]
R11年11月～R12年2月

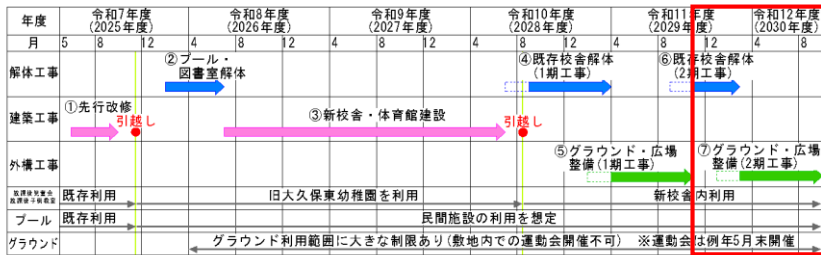


凡例



10

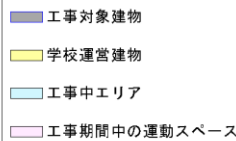
2. 建替計画（案）



Step⑦ グラウンド・広場整備(2期工事) [7ヵ月]
R12年 3月～R12年 9月

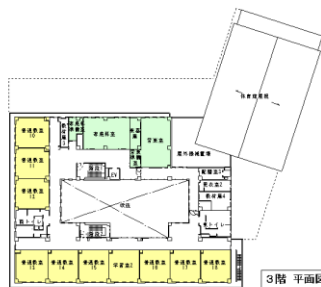


凡例



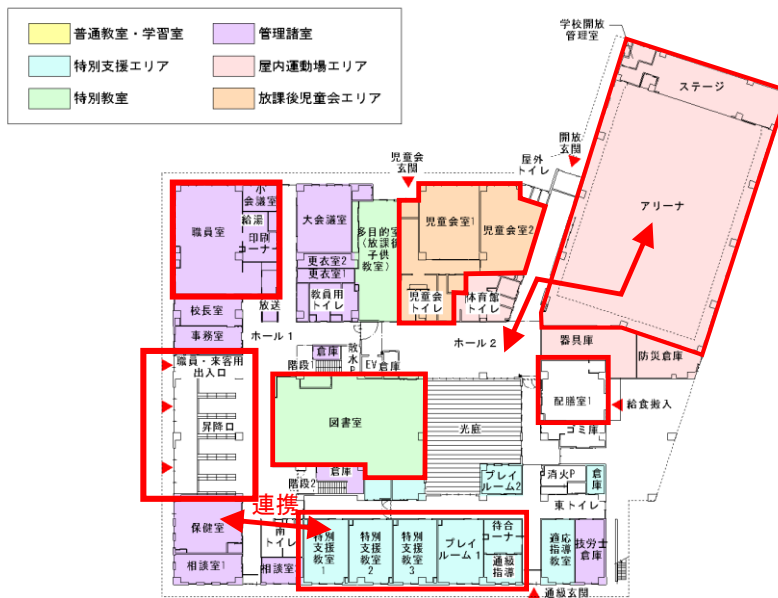
11

3. 平面図



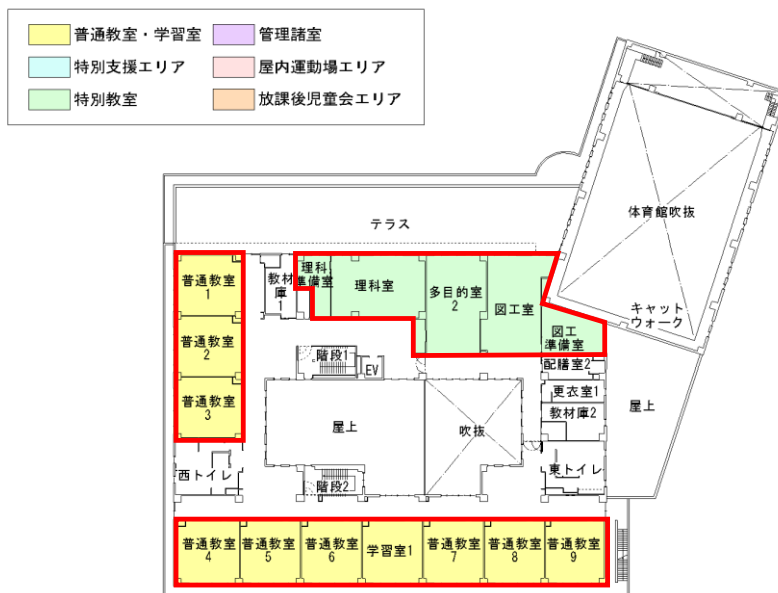
12

3. 平面図 (1階)



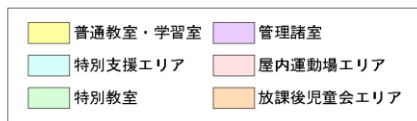
13

3. 平面図 (2階)



14

3. 平面図（3階）



報 告 事 項(2)

中央消防署秋津出張所移転建替え用地確保に関する協議取り下げについて

中央消防署秋津出張所移転建替え用地の確保に関する協議について、市長より取り下げがあったので、別紙のとおり報告する。

令和7年5月28日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

資 管 第 2 5 号
令和7年5月9日

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆 様

習志野市長 宮 本 泰 介

中央消防署秋津出張所移転建替え用地の確保について（協議取下げ）

令和5年3月24日付け資管第331号にて中央消防署秋津出張所の移転建替え用地の確保について協議を依頼しましたが、早期移転を念頭に各候補地の諸条件を考慮し検討した結果、秋津公園駐車場にて進めることとしたため、標記の件について取り下げします。

記

旧移転建替え用地（案）：第七中学校敷地

以上

【担当課】 資産管理課 渡部 内線393

参考

消 総 務 第 85 号
令 和 7 年 5 月 1 日

政策経営部長 様

習志野市消防長

中央消防署秋津出張所の移転建替え用地について(報告)

中央消防署秋津出張所の移転建替えについては、令和5年3月1日付け消総務第599号にて移転建替え用地の確保について検討をお願いしたところ、当初、第七中学校敷地内への移転を候補地案とし、教育委員会に対しても協議を依頼して進めてきたところです。

同敷地内への移転建替えにあたっては、別の候補地案と比較検討したところ、秋津出張所に隣接する秋津公園駐車場での建替えを実施することに至りましたので、御報告いたします。

記

【移転建替え用地変更に関する経緯 他】

別紙「中央消防署秋津出張所移転建替え用地変更に関する経緯」のとおり

消防総務課企画管理係
千葉・畠山・三橋(拓)
直通 452-1282
内線 7313

中央消防署秋津出張所移転建替え用地変更に関する経緯

令和7年5月1日
消防本部 消防総務課

中央消防署秋津出張所の移転建替えについて、当初の第七中学校敷地内への移転建替え案から秋津公園駐車場への移転建替え案へ変更に至った経緯について、下記のとおり御報告いたします。

記

1 第七中学校敷地への移転建替え案に対する合意形成の結果

【令和5年5月24日】

教育委員会会議において第七中学校敷地内への移転案について報告がなされ、同日付で学校教育部長から政策経営部長へ「関係者への丁寧な説明並びに合意形成を図ること」について依頼があった。

【令和5年5月25日】

上記依頼に基づき政策経営部長から消防長に対して同様の内容について依頼があったことから、次のとおり学校関係者や地域住民等との合意形成を図るため説明を実施した。

＜令和5年5月から7月にかけての説明状況＞

令和5年5月26日 第七中学校学校運営協議会での説明

令和5年6月13日 第七中学校PTA役員会議での説明

令和5年6月17日 秋津まちづくり会議総会での説明

令和5年7月18日 近隣住民への戸別訪問

令和5年7月20日 香澄・芝園まちづくり会議での説明

令和5年7月26日 近隣住民への戸別訪問

＜説明を実施した結果の概要＞

- ・消防業務上発せられる音や光に対する影響が懸念される
- ・グラウンドやプール等の学校施設や学校行事への影響が懸念される
- ・車両出入口付近における生徒に対する安全面の影響が懸念される

以上のような懸念事項が意見として出たことで、関係者との合意形成にどの程度の時間を要するかを見通せない状況となったことから、改めて別の候補地案において検討することとなった。

2 移転建替え候補地案を秋津公園駐車場へ変更するに至った経緯

学校関係者や地域住民等への説明を行った結果を踏まえ、改めて別の候補地案を検討したところ、いくつかの課題がある中でも隣接する秋津公園駐車場での移転建替えが地域への影響も少なく、また、スケジュール的にも許容できる範囲に収まる見通しがたったことから、関係各課で協議した結果、候補地案を変更することとなった。

＜秋津公園駐車場への移転建替えに関する課題への対応＞

課題①	都市計画法に基づく都市計画決定の手続きに時間を要する
対応①	建替えの設計と都市計画決定の手続きを同時並行で行う ※令和7年度から手続き開始予定
課題②	丁字路交差点付近に位置するため車両の出入りに安全面の懸念がある
対応②	土地の利用や庁舎の建設位置、動線の変更など設計上の工夫をする ※交差点停車状況調査を実施、警察と協議済み
課題③	工事期間中に公園駐車場の利用ができない
対応③	秋津公園西側駐車場又は近隣の新習志野公民館駐車場を使用する ※駐車場の使用について公民館と協議中

3 秋津公園駐車場へ移転建替えするに至った経緯

候補地案を秋津公園駐車場へ変更することとなったことから、令和6年度から確定測量業務及び基本計画策定業務を行う中で、より詳細に移転建替えについて検討を行った結果、秋津公園駐車場への移転建替えが可能との結果に至った。

＜基本計画での主な検討概要＞

- (1) 土地利用計画の検討
- (2) 配置計画・外部動線計画図
- (3) 必要諸室と規模の整理
- (4) 平面計画(動線計画・ゾーニング)
- (5) 事業全体スケジュール(案)

＜新秋津出張所の建設規模＞

新秋津出張所建設規模の概要	
敷地面積	約1,200㎡
建物構造・階数	鉄筋コンクリート 地上2階
延床面積	約660㎡

＜今後の移転建替えスケジュール(予定)＞

時期	内容
令和7年度～8年度	基本設計、実施設計、既存庁舎の解体設計 (令和7年度予算に継続費として計上)
令和8年度後半	新築工事の入札・契約・着工
令和9年度	新築工事
令和10年度前半	竣工・移転、新庁舎での業務開始
令和10年度	既存庁舎の解体工事

4 その他添付資料

- (1) 第七中学校敷地内への移転建替え案の図面
- (2) 秋津公園駐車場への移転建替え案の図面

(1) 第七中学校敷地内への移転建替え案の図面

中央消防署秋津出張所
移転建替候補地(案)

習志野市立第七中学校

住所: 習志野市香澄6丁目1番1号

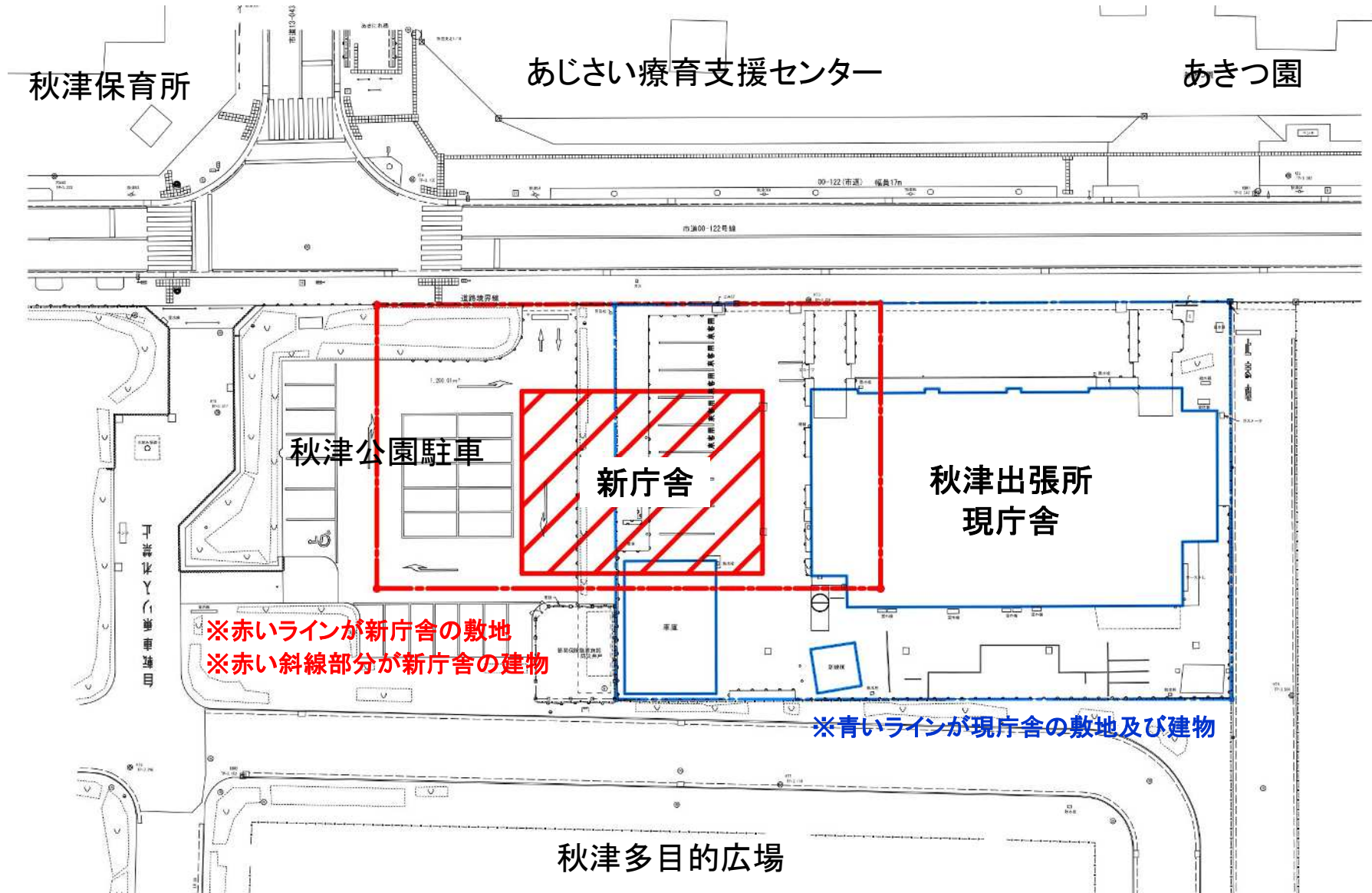
…必要な施設規模 670㎡程度

…必要な敷地面積 1,200㎡程度



添付資料

(2) 秋津公園駐車場への移転建替え案の図面



報 告 事 項(3)

令和7年度育英資金受給者の決定について

習志野市育英資金受給者選考基準に基づく、令和7年度育英資金受給者決定について、別紙のとおり報告する。

令和7年5月28日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和7年度 育英資金受給者の決定について

1 目的及び給与額

資質があるにもかかわらず経済的な理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を給与し、もつて教育の機会均等に寄与すること。

給与額 月額 9,900円(年額118,800円) 生徒本人名義の口座へ毎月振込

2 選考について

(1)募集人数

予算の範囲内(20人程度)に対して、令和7年4月1日(火)から4月11日(金)までの土日を除く期間において募集を行ったところ、23名(新規申請者:11名、継続申請者:12名)から申請があった。

(2)選考基準

①「品行方正」について

出身校又は在学からの「人物調書」や申請時の面接・作文等により、学習活動その他の生活全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、将来、良識のある社会人として活動できる見込みがある者とする。

②「学業成績優良」について

以下の(a)か(b)のどちらかで全教科を平均した値が、5段階評価で3.8以上とする。

申請時の学年	基準とする成績
高校1年生	(a)中学校3年時 特別支援学級は成績表
高校2年生	(a)中学校3年時 もしくは (b)高校1年時
高校3年生	(a)中学校3年時 もしくは (b)高校1年時または2年時

③「経済的理由により就学困難である者」について

千葉県奨学生予約募集の推薦基準に倣い判定する。

④「他から育英資金の給付を受けていない者」について

国、他の地方公共団体から育英資金の給付を受けていない者とする。ただし、千葉県の「奨学のための給付金」が支給される者については、この限りではない。

(3)選考委員会(令和7年4月17日 開催)

①選考委員会

学校教育部長・生涯学習部長・学校教育部次長・教育総務課長・指導課長
学務課長・保健体育安全課長・学務課管理主事

②協議内容

- 面接と作文を重視したこと。その結果、学業成績が優良であるとともに品行方正な生徒と、将来の夢を見据え、大学進学に向けて学業に励んでいる生徒がいること。
- 申請者23名全員が基準を満たしていたため、受給の対象としたこと。
- 面接や作文では減点対象となる生徒が少なく、全体的に誠実さが感じられたこと。

③選考結果

23名を受給者として承認した。

3 受給者について

令和7年度 育英資金受給者			
学年	人数	(内)新規	(内)継続
3年生	7名	0名	7名
2年生	6名	1名	5名
1年生	10名	10名	—
合計	23名	11名	12名

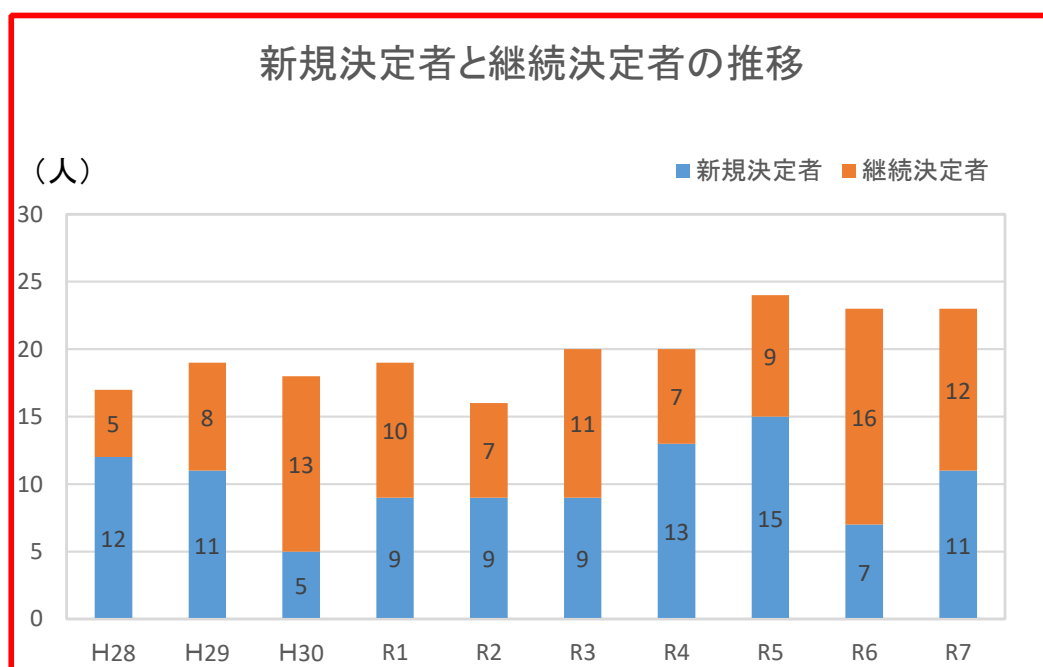
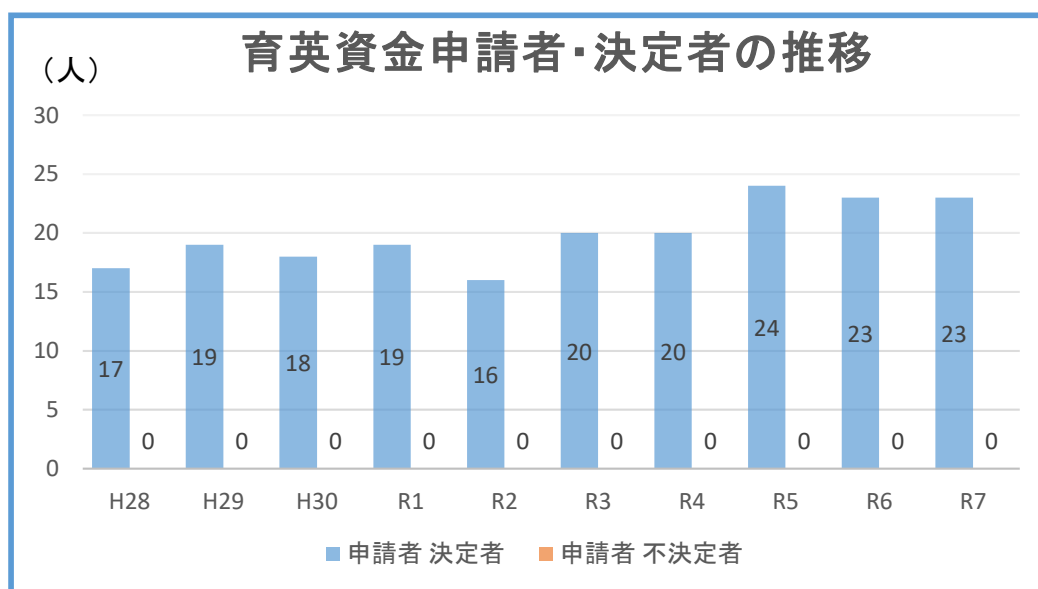
* 参考

令和6年度 育英資金受給者			
学年	人数	(内)新規	(内)継続
3年生	10名	0名	10名
2年生	8名	2名	6名
1年生	5名	5名	—
合計	23名	7名	16名

育英資金申請者・決定者の推移

(人)

申請者				決定者		
年度	決定者	不決定者	小計	年度	新規決定者	継続決定者
H28	17	0	17	H28	12	5
H29	19	0	19	H29	11	8
H30	18	0	18	H30	5	13
R1	19	0	19	R1	9	10
R2	16	0	16	R2	9	7
R3	20	0	20	R3	9	11
R4	20	0	20	R4	13	7
R5	24	0	24	R5	15	9
R6	23	0	23	R6	7	16
R7	23	0	23	R7	11	12



報 告 事 項(4)

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について、別紙のとおり報告する。

令和7年5月28日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

報告事項(4)

放課後子供教室の運営状況 及び新規開設校について



令和7年5月28日(水)
習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課

1

1 放課後子供教室の運営状況 (1) 放課後子供教室の概要

- ・放課後や長期休業日(夏・冬・春休み)などに小学校等を活用して、子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。
- ・学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施し、児童の健全な育成を図ることを目的に実施。

2

対象児童

実施小学校に在籍する児童

※参加するには事前に登録が必要

実施日

月曜日～金曜日

費用

無料

休室日

土・日・祝日、学校閉庁日、年末年始

実施時間

月曜日～金曜日 放課後～午後5時

学校休業日 午前8時～午後5時

※11月から2月は午後4時30分まで

主な活動場所

余裕教室、特別教室、校庭、体育館 など

3

放課後児童会（学童）との違い

	放課後子供教室	放課後児童会（学童）
目的	放課後や夏休みなどに、小学校等で自由に遊んだり、様々な活動をする安全で安心な「居場所」	保護者が就労により、昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的とした児童の「保育」
対象	実施小学校の在籍児童	実施小学校の在籍児童等で保護者が就労している児童など
費用	無料	児童育成料、おやつ代など
設置根拠	社会教育法第5条第13号	児童福祉法第6条の3第2項

4

(2) 利用状況 (令和6年度)

【R7.3月末時点】

学校名	全児童数(人)	登録人数(人)	登録率(%)	1日の平均利用人数(人) (R6.4月～R7.3月累計)
大久保東	434	271	62.4	24
東習志野	730	349	47.8	41
秋津	217	140	64.5	20
袖ヶ浦西	192	133	69.3	28
袖ヶ浦東	255	157	61.6	29
藤崎	565	300	53.1	32
屋敷	763	380	49.8	34
実花	618	333	53.9	49
向山	321	169	52.6	25
香澄	229	126	55.0	16
鷺沼	710	432	60.8	56
合計	5,034	2,790	登録率 55.4%	

(前年度比 -3.2ポイント)

5

<活動の様子>

◇学習・スポーツ活動



英語教室(香澄)



卓球(藤崎)



ケイドロ(実花)

◇制作・体験活動



工作(鷺沼)



絵本劇(向山)



ハンドベル(袖ヶ浦東)

6

◇季節行事・児童会との合同プログラム



ハロウィン壁画(袖ヶ浦西)



かるた大会(秋津)



合同リレー(大久保東)

◇地域住民（ボランティア）の実施プログラム



ユニバーサルホッケー(屋敷)



プログラミング(秋津)



おりがみクラブ(東習志野)

7

(3) 学校・地域・放課後児童会との連携

◇放課後子供教室のコーディネーター（プログラムの企画等や事業の総合的な調整を行う責任者）が学校に設置されている、学校運営協議会の委員として参画

◇放課後子供教室コーディネーター、学校教職員、放課後児童会関係者、市職員等で構成される放課後子供教室協議会を学期ごとに開催し、情報交換・情報共有を図る

◇放課後子供教室と放課後児童会の職員が連携し、合同プログラムを企画

8

(5) 令和6年度の新たな取組み

① 児童アンケートの実施

【調査期間】

令和6年7月22日～令和6年8月30日

11校 登録児童数(R6.8月末時点)	回答数	回収率
2,723	792	29.1%

【主な調査内容】 ※数値は11校の平均値

◇子供教室は楽しいですか。

4段階評価(楽しい、ふつう、楽しくない、わからない)のうち「楽しい」の回答が72%

◇これからも子供教室に来たいと思いますか。

3段階評価(来たい、来たくない、わからない)のうち「来たい」の回答が82%



11

② コーディネーター研修会の開催

各子供教室の取り組み等について情報を共有し、運営に反映することを目的に実施



③ 児童性暴力等の防止及び調査に関する協定の締結(令和7年3月14日)

子どもを性暴力から守るため、千葉県弁護士会及び公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターとそれぞれ協定を締結

協定の内容

- ・支援員等を対象とした研修の実施
- ・性暴力等が発生した場合の事実確認調査



不適切保育に係る研修会

12

2 令和7年度 新規開設校について

開設日：令和7年4月11日（金）

開設校：津田沼小学校、大久保小学校、谷津南小学校



津田沼小学校

登録者：297名
登録率：51.2%



大久保小学校

登録者：296名
登録率：39.9%



谷津南小学校

登録者：331名
登録率：35.4%

登録者・登録率は令和7年5月1日時点

13

◇これからの取り組み

習志野市こども若者まんなか計画
（令和7年度～11年度）

重点施策

地域におけるこども・若者の
居場所づくりの推進



すべての市立小学校への
「放課後子供教室」の設置と
こどもの成長段階に応じた
運営の実施

①未開設校への設置

- ・実籾小学校（令和8年度開設）
開設に向けて、保護者説明会の開催、事業者選定を行う。
- ・谷津小学校（令和9年度開設）
学校と活動場所や運営方法等について協議を行う。

②高学年児童に配慮した運営

高学年向けのプログラムの設定や落ち着いて学習等ができる場所を確保するなど、高学年が利用しやすい環境づくりに努め、高学年児童の登録と利用を促進する。

14

報 告 事 項(5)

4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について

4公民館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)の指定管理者制度更新について、別紙のとおり報告する。

令和7年5月28日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

4公民館（実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野）の指定管理者制度更新について（報告）

はじめに

指定管理者制度とは、「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」です。

本市の公民館は、平成27年度から新習志野公民館において指定管理者による管理運営はじめ、現在、中央・菊田公民館を除く、4公民館（実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野）すべての管理運営は、指定管理者が行っております。

いずれも指定管理期間が令和7年度（令和8年3月31日）をもって終了することから、以下の方針により令和8年度からの指定管理者制度の更新を行うものです。

Ⅰ 指定管理者制度の更新及び事業者の選定方針

- ・指定管理者制度を更新する。
- ・指定管理者は、4館一括の公募により選定する。
- ・指定管理期間は5年間（令和8年4月1日から令和13年3月31日）とする。

【主な理由】

- ① 指定管理者制度導入以後、いずれの公民館においても良好な運営がされており、サービスの拡大及び経費の削減が図られていることから、今後も継続していくことが望ましい。
- ② 公募とすることで複数の事業者による応募が期待され、より質の高い維持管理や来館者へサービス提供が期待できる。
- ③ 指定管理者を4館一括で募集することにより、初期費用等、指定管理者が負担する経費にスケールメリットが生まれる。事業者にとっては公募に参加しやすくなり、市としてもより多くの事業者の参加が期待できる。
- ④ 公民館同士の連携や人材交流・育成を円滑に行うことで、より質の高い、専門性のある事業を展開することができる。

（令和5年度のモニタリング調査の総合評価）

施設名	評価	特記事項
新習志野公民館	A	・新型コロナウイルスが5類感染症へ移行し、施設の年間利用者数が徐々に回復傾向にある中、公民館の各事業も積極的に実施された。 ・利用者より接客対応及び施設の清潔感について良好な評価を得ており、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいる。 ・公民館の講座情報、施設状況等情報発信に取り組んでいる。全体として概ね良好である。
実花・袖ヶ浦・谷津公民館	A	

（祝日開館の実施）

施設名	直営時 ※	導入後（令和5年度）
新習志野公民館	300日	309日
実花、袖ヶ浦、谷津公民館	298日	309日

(講座学級数が、直営時と比較して増加)

施設名	直営時 ※	令和5年度実績	割合
新習志野公民館	38	59	155.3%
実花公民館	34	63	185.3%
袖ヶ浦公民館	30	45	150.0%
谷津公民館	33	40	121.2%

※新習志野:平成26年度実績 実花、袖ヶ浦、谷津:平成30年度実績

(経費節減効果)

新習志野公民館	直営での運営と比較して年間約700万円の経費削減効果あり	第1次経営改革大綱 令和元年度実績額
実花・袖ヶ浦・谷津公民館	直営での運営と比較して年間約976万円の経費削減効果あり	第2次経営改革大綱 令和4年度実績額

2 更新スケジュール

令和7年度

日程	会議名	内容
5月28日	教育委員会会議	指定管理者制度の更新の報告
6月15日	募集開始	広報習志野、ホームページ等で公表
7月～8月	公民館運営審議会 社会教育委員会会議	指定管理者制度更新の報告
9月～10月	生涯学習部 指定管理者検討委員会	申請者面接
	教育委員会 指定管理者候補者選定委員会	指定管理者候補者の審査
10月22日	教育委員会会議	指定管理者候補者の決定と市長への申し入れ
10月下旬	庁議	指定管理者の指定についての議案を決定
11月	社会教育委員会会議	指定管理者候補者決定の報告
11月～12月	市議会第4回定例会	指定管理者の指定 債務負担行為の設定
1月	基本協定書締結	締結後、事務引継ぎ開始
	公民館運営審議会	指定管理者指定の報告
	社会教育委員会会議	
	教育委員会会議	

令和8年度

日程	会議名等	内容
4月1日		管理運営開始

議案第24号

令和7年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

令和7年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約を別記のように制定する。

令和7年5月28日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和8年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものである。

令和7年度 教科用図書葛南東部採択地区協議会規約

(設置)

第1条 習志野市教育委員会及び八千代市教育委員会(以下「関係市教育委員会」という。)は、葛南東部採択地区内の市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「関係市小中義務教育学校」という。)において使用する教科用図書の採択について協議を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき教科用図書葛南東部採択地区協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。(別表1)

- (1) 関係市教育委員会の教育長
- (2) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する教育委員
- (3) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する指導行政担当者
- (4) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の校長
- (5) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市特別支援学級を設置する小中義務教育学校の校長
- (6) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の保護者等

2 委員の任期は、令和7年8月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、関係市教育委員会の教育長の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、会長が属する教育委員会の事務局に、事務局長、書記及び会計を置き処理する。

2 副会長が属する教育委員会に会計監査を置く。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ、これを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員一人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

4 この会議は、非公開とする。

(教科用図書選定の方法)

第8条 教科用図書の選定は、第10条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、会議において協議し、出席した委員全員の一致によって決する。

2 出席した委員全員の一致によって決しない場合には、別紙1の方法により選定する。

(選定した教科用図書の報告)

第9条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会及び千葉県教育庁葛南教育事務所長に対して、選定した教科用図書に関して報告するものとする。

(研究調査委員)

第10条 協議会に教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、別表2に掲げる研究調査委員を置く。

2 研究調査委員は関係市教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 研究調査委員長は種目ごとに委員の互選により定める。

4 研究調査委員は見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、研究調査委員長は会議に報告する。

(議事録等の公表)

第11条 会議の議事録及び前条第4項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

(費用の負担)

第12条 協議会に要する費用の負担は、関係市教育委員会の協議により決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年5月28日から施行する。

(失効)

2 この規約は、令和7年8月31日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この規約の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、習志野市教育委員会教育長が招集する。

別表1 協議会の構成

単位:人

	習志野市	八千代市	計
教 育 長	1	1	2
教 育 委 員 代 表	1	1	2
指 導 行 政 担 当 者	1	1	2
校 長 会 代 表	1	1	2
特別支援学級設置校校長	1	1	2
保 護 者 等 の 代 表	1	1	2
合 計	6	6	12

別表2 研究調査委員の構成

単位:人

	種目	習志野市	八千代市	計
1	特別支援教育	2	2	4
	合計	2	2	4

(参考)教科書採択のスケジュール

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条による

種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

①文部科学省検定済教科書 … 4年ごとに実施 (検定→採択→使用開始の順で行う)

②特別支援学級等で使われる一般図書 … 毎年実施

(児童生徒の状況に応じて、適切な教科書を選ぶため)

別表3

年度(西暦)		R7	R8	R9	R10	R11
区分		(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
小学校	検 定		◎			
	採 択			△		
	使用開始				○	
中学校	検 定			◎		
	採 択				△	
	使用開始	○				○
特別支援 (一般図書)	採 択	◇	◇	◇	◇	◇

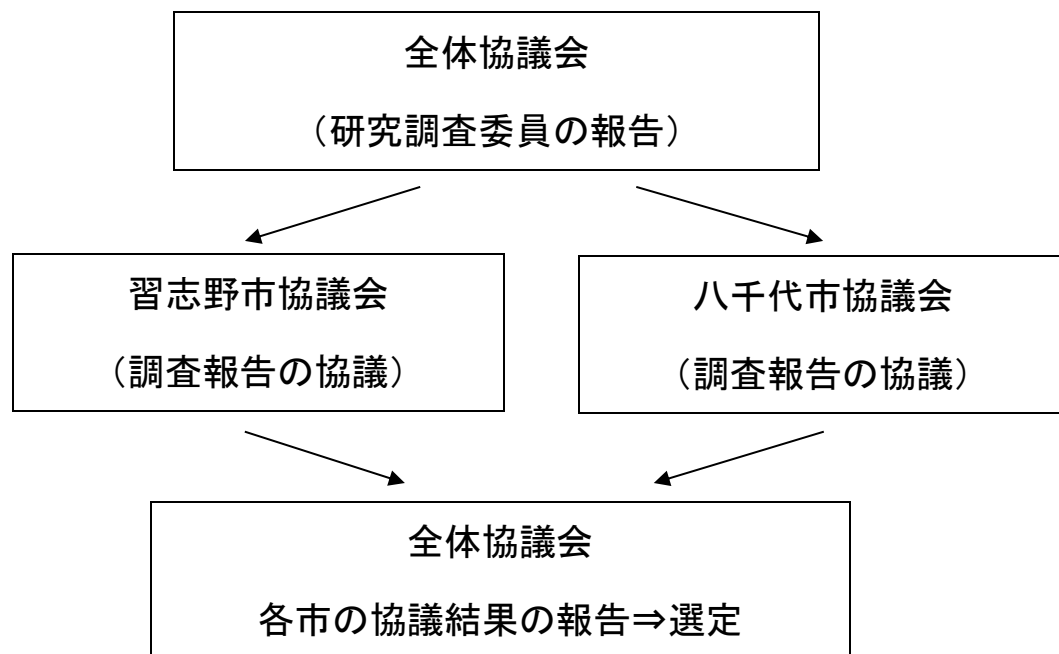
◎:文部科学省による検定

△:直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

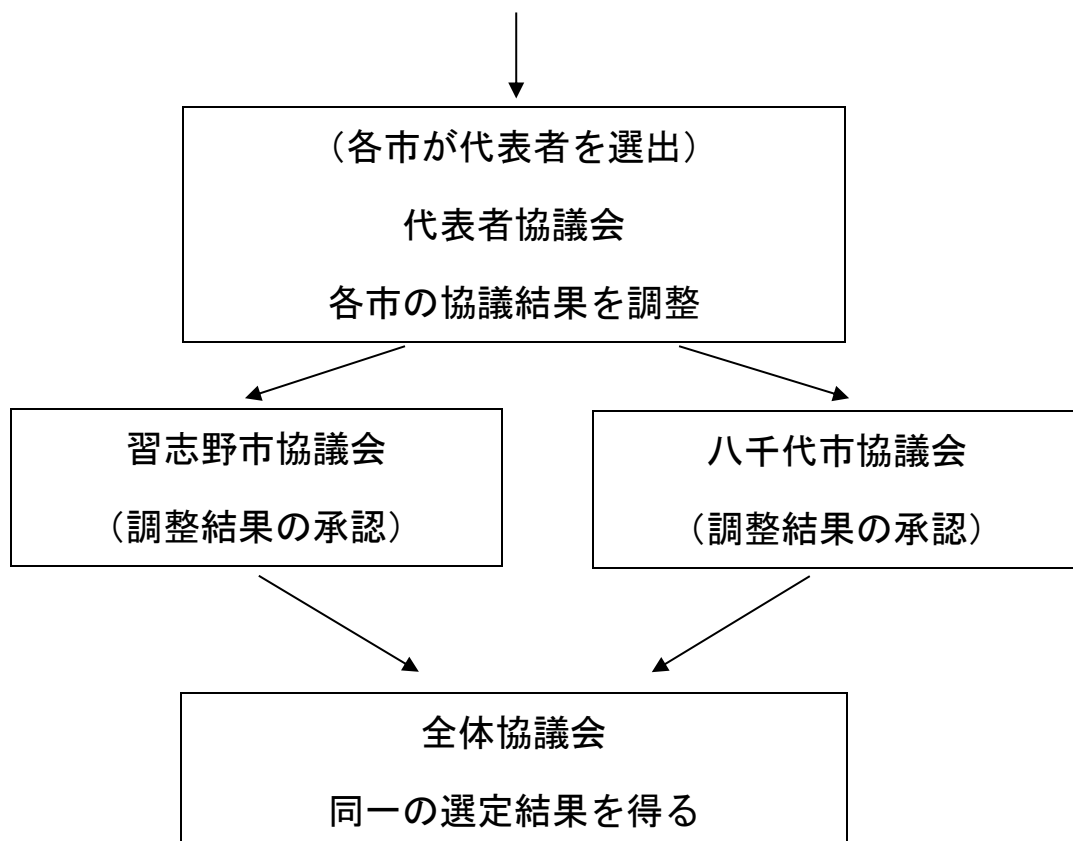
○:使用開始年度(小・中学校は原則として4年ごと)

◇:特別支援用一般図書の採択年度(次年度に使用開始)

別紙 1



※二市の選定結果が異なった場合の調整方法



議 案 第 25 号

令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定
について

令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項を別記のように制定する。

令和7年5月28日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。

令和 8 年度習志野市立習志野高等学校第 1 学年入学者選抜要項

第 1 募集定員

全日制の課程	普通科	240 名
	商業科	80 名

第 2 一般入学者選抜

普通科、商業科において、期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

1 応募資格

本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成 12 年習志野市教育委員会規則第 16 号。以下「規則」という。）第 2 条に規定する通学区域に居住し、かつ、次の（１）、（２）又は（３）に該当する者

- （１）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者
- （２）中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者
- （３）学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれか一つに該当する者

2 期待する生徒像

（１）全日制の課程（普通科）

基本的な生活習慣が身についており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができること。

イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

（２）全日制の課程（商業科）

基本的な生活習慣が身についており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習や資格取得に積極的な姿勢で取り組むことができること。

イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書等

(2) 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和8年2月3日（火曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和8年2月4日（水曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和8年2月5日（木曜日）	午前9時から正午まで

(3) 提出先

習志野市立習志野高等学校長

4 志願又は希望の変更

(1) 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

(2) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和8年2月10日（火曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和8年2月12日（木曜日）	午前9時から午後4時まで

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。

ア 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず習志野市立習志野高等学校を新たに志願しようとする者

イ 習志野市立習志野高等学校に出願している者で、志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間

提出期間及び受付期間	受付時間
令和8年2月10日（火曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和8年2月12日（木曜日）	午前9時から午後4時まで

6 優先入学について

普通科にあっては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和8年3月卒業見込みの者を優先とする。

7 検査の期日

令和8年2月17日（火曜日）及び2月18日（水曜日）

8 検査の内容

（1）第1日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

（2）第2日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教科	時間	配点
理科・社会	各教科50分	各教科100点

イ 学校設定検査

検査内容については別に定める。

9 追検査

（1）提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

（2）提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和8年2月20日（金曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和8年2月24日（火曜日）	午前9時から正午まで

（3）提出先

習志野市立習志野高等学校長

（4）検査の期日

令和8年2月26日（木曜日）

10 選抜方法

- （1） 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
- （2） 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

11 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和8年3月3日（火曜日）午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

12 第2次募集等

(1) 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(2) 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める者のうち、次のア、イに該当しない者

ア 令和8年度公立高等学校入学許可候補者となっている者

イ 千葉県内に所在する私立高等学校の令和7年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和7年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(3) 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

ア 提出書類

「第2 一般入学者選抜」の3の(1)に定めるところによる。

イ 提出期日、受付時間

提出期日	受付時間
令和8年3月6日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出先

習志野市立習志野高等学校長

(4) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

イ 受付期日及び受付時間

受付期日	受付時間
令和8年3月9日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで

(5) 検査の期日

令和8年3月11日(水曜日)

(6) 検査の内容

面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査

(7) 選抜方法

ア 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

イ 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

(8) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和8年3月13日(金曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

中国等帰国生徒に対して、一般入学者選抜の募集人員の一部について、特別に入学者の選抜を行う。

1 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める資格を有する者で、かつ、保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、帰国して3年以内の者

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。

2 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

(2) 提出期間、受付時間及び提出先

「第2 一般入学者選抜」の3の(2)及び(3)に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

「第2 一般入学者選抜」の4に定めるところによる。

4 入学願書等の提出期間等の特例

「第2 一般入学者選抜」の5に定めるところによる。

5 検査の期日

令和8年2月17日(火曜日)

6 検査の内容

面接及び作文

7 追検査

「第2 一般入学者選抜」の9に定めるところによる。

8 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第2 一般入学者選抜」の11に定めるところによる。

第4 その他

その他については、「令和8年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。なお、不明な点がある場合は、習志野市教育委員会学校教育部学務課に問い合わせること。

習志野市教育委員会学校教育部 学務課 047(451)1133

令和8年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の主な変更点

令和7年度	令和8年度																
第2 一般入学者選抜 1 応募資格 (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者又は<u>令和7年3月卒業見込みの者</u> (2) 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は<u>令和7年3月修了見込みの者</u>	第2 一般入学者選抜 1 応募資格 (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者又は<u>令和8年3月卒業見込みの者</u> (2) 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は<u>令和8年3月修了見込みの者</u>																
3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 (2) 提出期間及び受付時間 <table> <tr> <th>提出期間</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和7年2月 4日(火曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和7年2月 5日(水曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和7年2月 6日(木曜日)</u></td><td>午前9時から正午まで</td></tr> </table>	提出期間	受付時間	<u>令和7年2月 4日(火曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和7年2月 5日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和7年2月 6日(木曜日)</u>	午前9時から正午まで	3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先 (2) 提出期間及び受付時間 <table> <tr> <th>提出期間</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和8年2月 3日(火曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和8年2月 4日(水曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和8年2月 5日(木曜日)</u></td><td>午前9時から正午まで</td></tr> </table>	提出期間	受付時間	<u>令和8年2月 3日(火曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和8年2月 4日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和8年2月 5日(木曜日)</u>	午前9時から正午まで
提出期間	受付時間																
<u>令和7年2月 4日(火曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和7年2月 5日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和7年2月 6日(木曜日)</u>	午前9時から正午まで																
提出期間	受付時間																
<u>令和8年2月 3日(火曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和8年2月 4日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和8年2月 5日(木曜日)</u>	午前9時から正午まで																
4 志願又は希望の変更 (2) 受付期間及び受付時間 <table> <tr> <th>受付期間</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和7年2月12日(水曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和7年2月13日(木曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時まで</td></tr> </table>	受付期間	受付時間	<u>令和7年2月12日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和7年2月13日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時まで	4 志願又は希望の変更 (2) 受付期間及び受付時間 <table> <tr> <th>受付期間</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和8年2月10日(火曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和8年2月12日(木曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時まで</td></tr> </table>	受付期間	受付時間	<u>令和8年2月10日(火曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和8年2月12日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時まで				
受付期間	受付時間																
<u>令和7年2月12日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和7年2月13日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時まで																
受付期間	受付時間																
<u>令和8年2月10日(火曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和8年2月12日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時まで																
5 入学願書等の提出期間等の特例 (2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間 <table> <tr> <th>提出期間及び受付期間</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和7年2月12日(水曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和7年2月13日(木曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時まで</td></tr> </table>	提出期間及び受付期間	受付時間	<u>令和7年2月12日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和7年2月13日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時まで	5 入学願書等の提出期間等の特例 (2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間 <table> <tr> <th>提出期間及び受付期間</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和8年2月10日(火曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和8年2月12日(木曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時まで</td></tr> </table>	提出期間及び受付期間	受付時間	<u>令和8年2月10日(火曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和8年2月12日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時まで				
提出期間及び受付期間	受付時間																
<u>令和7年2月12日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和7年2月13日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時まで																
提出期間及び受付期間	受付時間																
<u>令和8年2月10日(火曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和8年2月12日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時まで																

令和7年度	令和8年度																
7 検査の期日 <u>令和7年2月18日(火曜日)</u> 及び <u>2月19日(水曜日)</u>	7 検査の期日 <u>令和8年2月17日(火曜日)</u> 及び <u>2月18日(水曜日)</u>																
9 追検査 (2)提出期間及び受付時間 <table> <tr> <th>提出期間</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和7年2月21日(金曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和7年2月25日(火曜日)</u></td><td>午前9時から正午まで</td></tr> </table> (4)検査の期日 <u>令和7年2月27日(木曜日)</u>	提出期間	受付時間	<u>令和7年2月21日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和7年2月25日(火曜日)</u>	午前9時から正午まで	9 追検査 (2)提出期間及び受付時間 <table> <tr> <th>提出期間</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和8年2月20日(金曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> <tr> <td><u>令和8年2月24日(火曜日)</u></td><td>午前9時から正午まで</td></tr> </table> (4)検査の期日 <u>令和8年2月26日(木曜日)</u>	提出期間	受付時間	<u>令和8年2月20日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<u>令和8年2月24日(火曜日)</u>	午前9時から正午まで				
提出期間	受付時間																
<u>令和7年2月21日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和7年2月25日(火曜日)</u>	午前9時から正午まで																
提出期間	受付時間																
<u>令和8年2月20日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
<u>令和8年2月24日(火曜日)</u>	午前9時から正午まで																
10 選抜方法 <u>また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</u>	10 選抜方法 <u>削除</u>																
11 入学許可候補者の発表の日時及び場所 <u>令和7年3月4日(火曜日)</u> 午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校	11 入学許可候補者の発表の日時及び場所 <u>令和8年3月3日(火曜日)</u> 午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校																
12 第2次募集等 (3)提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先 イ 提出期日、受付時間 <table> <tr> <th>提出期日</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和7年3月7日(金曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> </table> (4)志願又は希望の変更 イ 受付期間及び受付時間 <table> <tr> <th>受付期日</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和7年3月10日(月曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> </table> (5)検査の期日 <u>令和7年3月10日(水曜日)</u> (7)選抜方法 <u>また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明</u>	提出期日	受付時間	<u>令和7年3月7日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	受付期日	受付時間	<u>令和7年3月10日(月曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	12 第2次募集等 (3)提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先 イ 提出期日、受付時間 <table> <tr> <th>提出期日</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和8年3月6日(金曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> </table> (4)志願又は希望の変更 イ 受付期間及び受付時間 <table> <tr> <th>受付期日</th><th>受付時間</th></tr> <tr> <td><u>令和8年3月9日(月曜日)</u></td><td>午前9時から午後4時30分まで</td></tr> </table> (5)検査の期日 <u>令和8年3月11日(水曜日)</u> (7)選抜方法 <u>削除</u>	提出期日	受付時間	<u>令和8年3月6日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	受付期日	受付時間	<u>令和8年3月9日(月曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで
提出期日	受付時間																
<u>令和7年3月7日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
受付期日	受付時間																
<u>令和7年3月10日(月曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
提出期日	受付時間																
<u>令和8年3月6日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
受付期日	受付時間																
<u>令和8年3月9日(月曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																

令和7年度	令和8年度
<u>するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</u> (8)入学許可候補者の発表の日時及び場所 <u>令和7年3月14日(金曜日)午前9時</u> 場所 習志野市立習志野高等学校	(8)入学許可候補者の発表の日時及び場所 <u>令和8年3月13日(金曜日)午前9時</u> 場所 習志野市立習志野高等学校
第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 5 検査の期日 <u>令和7年2月18日(火曜日)</u> 8 選抜方法 <u>また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明</u> <u>するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</u>	第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 5 検査の期日 <u>令和8年2月17日(火曜日)</u> 8 選抜方法 <u>削除</u>

議案第25号

**令和8年度
習志野市立習志野高等学校
第1学年入学者選抜要項の制定について**



第5回定例教育委員会会議
令和7年5月28日

1

【令和8年度 募集定員】

習志野市	普通科	240名
	商業科	80名

千葉県 千葉県教育委員会会議



大綱告示(7月初旬)



県立高校学級数確定



募集定員確定(8月下旬)

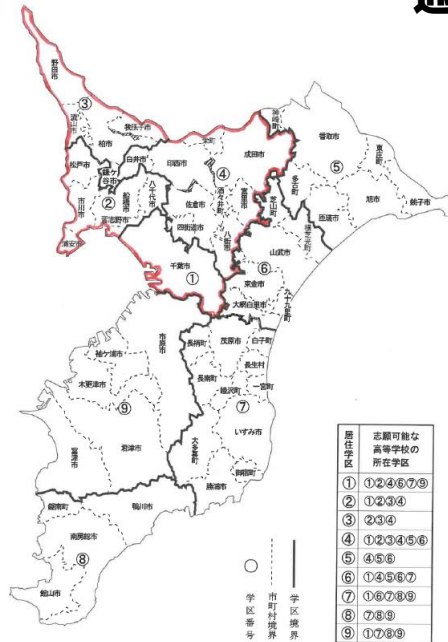
2



通学区域図

【普通科】

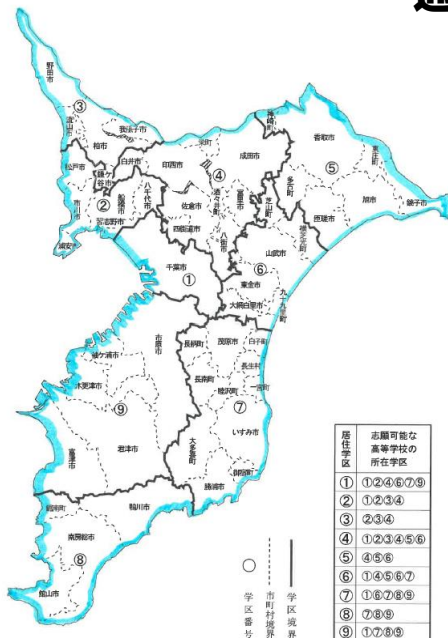
志願可能区域



通学区域図

【商業科】

県全域



【令和8年度 習志野市立高等学校 第1学年入学者選抜日程】

＜検査＞ 令和8年2月17日(火)
18日(水)

＜追検査＞ 令和8年2月26日(木)

7

【検査の内容】

第1日目

教科	時間	配点
国語・数学 英語	国語・数学 各50分 英語 60分 (リスニング含む)	各教科 100点

第2日目

教科	時間	配点
理科・社会	各教科 50分	各教科 100点

学校設定検査⇒自己表現

8

【入学許可候補者発表日時】

令和8年3月3日(火)午前9時

場所: 習志野市立習志野高等学校

* WEB発表有り

9

【令和7年度入試状況】

千葉県公立高校 一般入学者選抜

全日制志願者確定倍率

全体1.14倍 普通科1.16倍 商業科1.04倍



習志野高等学校

普通科1.05倍 商業科1.11倍

習志野市内生合格

普通科

22.1%

10

【令和3年度～7年度入試倍率の変化】

		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
習志野高校	普通科 (倍)	1.11	1.27	1.10	1.22	1.05
	商業科 (倍)	1.33	1.38	1.25	1.51	1.11
市内生割合 (%)		23.8	22.1	23.8	23.8	22.1

11

文武両道

新教育課程 ⇒ 自己発展学習

- ・国語セミナー・数学セミナー・理科セミナー
- ・英語セミナー(英検等対策)
- ・ビジネス応用セミナー・情報セミナー

進学実績⇒ 4年制大学 249名
短大・専門学校 45名

12

文武両道

部活動 ⇒ 全国区での活躍

【吹奏楽部】



WIPO世界知的所有権機関
世界知的財産の日記念イベント

13

文武両道

部活動 ⇒ 全国区での活躍

【ボクシング部】

【サッカー部】



関東大会出場!!



☆関東大会 優勝!!! ☆

14

文武両道

部活動 ⇒ 全国区での活躍

【柔道部】



全国大会出場!!

【男子バレーボール部】



関東大会出場!!

15

選ばれる高等学校であり続けるため

- ・市内中学校訪問
- ・市内家庭教育学級
- ・進学フェア参加
- ・学校説明会(年間2回)
- ・学校見学ツアー 計5回
- ・学校HPの充実・SNSの活用
- ・各部活動の練習会・体験会・
説明会の周知

16

野志習

雑草の如く逞しく